



宮 崎 県 公 報

平成23年6月23日(木曜日) 第 2296 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○保安林の指定解除の予定の通知…………… (自然環境課) 1	
○特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 1	

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2	
公 告	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 2	
○入札公告…………… 2	
公安委員会告示	
○特別遊泳場の指定…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 533号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成23年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 解除予定保安林の所在場所 都農町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 534号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、平成23年11月1日から平成23年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成23年6月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	8月3日	午後1時から 午後4時30分まで	えびの市役所真幸出張所	えびの市全域
	8月4日	午前9時から 午後4時30分まで	飯野地区公民館	えびの市全域
	8月5日	午前9時から 午後2時30分まで	えびの市役所	えびの市全域
	8月3日から9月30日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	えびの市全域

質量計	8月10日	午後2時から 午後4時30分まで	椎葉村開発センター	椎葉村全域
	8月11日	午前9時30分から 午後0時まで	諸塚村中央公民館	諸塚村全域
	8月11日	午後2時30分から 午後4時30分まで	北郷区林業センター1階研修室	美郷町全域
	8月12日	午前9時から 午前11時まで	西郷区ニューホープセンター	美郷町全域
質量計	8月12日	午後0時から 午後2時まで	南郷区多目的センター	美郷町全域
	8月10日から10月14日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	椎葉村、諸塚村、美郷町全域
	8月24日	午前10時から 午後4時30分まで	門川町役場	門川町全域
	8月25日	午前9時から 午後4時まで	日向市役所	日向市全域
質量計	8月26日	午前9時から 午後0時まで	東郷町地域自治センター	日向市全域
	8月24日から10月26日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	門川町、日向市全域
	9月1日	午後1時30分から 午後4時30分まで	北方町総合支所	延岡市北方町全域
	9月2日	午前9時30分から 午後0時まで	北川町総合支所	延岡市北川町全域
質量計	9月2日	午後1時から 午後3時30分まで	北浦町総合支所	延岡市北浦町全域

9 月 1 日 から11月 4 日まで	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	宮崎県計 量検定所	北方町、 北川町、 北浦町全 域
---------------------------	----------------------------	--------------	---------------------------

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 535号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成23年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(日向) 23- 1	金丸政治	東臼杵郡門川町大 字門川尾末字上中 須1207～22番地先 堤（A- 1）	6. 0	57. 0	平成23 年 4 月 26日

公 告

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、三股町長から次のとおり通知があった。

平成23年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（カラー撮影、縮尺 1/10,000）
- 2 作業期間
平成23年 4 月27日から平成23年12月15日まで
- 3 作業地域
三股町全域

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年 6 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ 2,061台
(クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア、据付等)
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成23年10月28日
 - (4) 契約期間 平成23年11月 1 日から平成28年10月30日まで（60 月）
 - (5) 納入場所 宮崎県庁本庁各課及び出先機関
 - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（

1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成23年宮崎県告示第 154号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7046

イ 提出期限 平成23年 7 月19日午後 5 時

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
- (2) 期間 平成23年 6 月23日から平成23年 8 月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
- (2) 期間 平成23年 6 月23日から平成23年 8 月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 3 階 302号室
 (2) 日時 平成23年 7 月 1 日午後 1 時30分
- 7 入札に関する質問
- (1) 質問
 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
 ア 提出期限 平成23年 7 月25日午後 5 時
 イ 提出先 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
 ウ 提出方法 電子メールで提出すること (アドレスjohoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)。
- (2) 回答
 質問に対する回答は、次のとおり行う。
 ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。
 イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
 (2) 提出期限 平成23年 8 月10日午後 5 時
 (3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 3 階 302号室
 (2) 日時 平成23年 8 月11日午前11時
- 10 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 100条の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項
 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局等
 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化推進担当
- 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 15 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Nature and Quantity of Goods up for Bid:
 - Personal computers (2,061 computers)
- (2) Bidding Deadline:
 - 5:00 PM on August 10, 2011
- (3) Contact Point for Inquiries:
 - Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN
 - TEL: +81-985-26-7046

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第50号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例 (平成 4 年宮崎県条例第37号) 第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

平成23年 6 月23日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇夫

海水浴場等の名称	所在地	指定期間
青島海水浴場	宮崎市青島 2 丁目 669 番地の 1 の先	平成23年 7 月 2 日から 同 年 8 月31日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707 番地の先	平成23年 7 月 2 日から 同 年 8 月31日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ脇	平成23年 7 月 3 日から 同 年 8 月31日まで
大堂津海水浴場	日南市大堂津大堂津海浜	平成23年 7 月 2 日から 同 年 8 月31日まで
栄松ビーチ	日南市南郷町中村字小田平乙4149番地ほか	平成23年 6 月25日から 同 年 8 月31日まで